

○こうち人づくり広域連合個人情報保護条例施行規則

平成15年 3 月10日

規 則 第 4 号

改正 平成20年10月 1 日 規則第 5 号

改正 平成28年 4 月 1 日 規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、こうち人づくり広域連合長（以下「広域連合長」という。）が保有する個人情報について、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例（平成15年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(業務の登録)

第3条 条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）（以下「登録簿」という。）は、事務局長が管理するものとする。

2 条例第7条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事務登録年月日
- (2) 事務開始年月日
- (3) 記録形態
- (4) 処理形態
- (5) 収集の時期、収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要があると認める事項

(事務の変更又は廃止)

第4条 事務局長は、事務を変更するときは、当該変更に係る部分を修正した登録簿を作成しなければならない。事務を廃止したときは、当該登録簿に廃止の表示をしなければならない。

(目的外利用の手続)

第5条 条例第9条第2項の規定による目的外利用をしようとするとき（既に目的外利用をしている場合における利用内容の変更を含む。）は、事務局長は、条例第9条第3項の規定に基づき、目的外利用記録票（様式第2号）に必要事項を記録しなければならない。

2 前項の規定は、他の実施機関の保有する個人情報について目的外利用をする場合及び他の実施機関の長の保有する個人情報について目的外利用をさせる場合に準用する。

(外部提供)

第6条 条例第10条第2項の規定に基づき外部提供をしようとするとき（既に外部提供をしている場合における提供内容等の変更を含む。）は、事務局長は、当該外部提供先に対し、必要に応じて次の各号に掲げる事項の調査をしなければならない。

- (1) 外部提供に係る個人情報の内容又は項目

- (2) 外部提供先の利用目的及び収集についての根拠法令等
 - (3) 個人情報の記録形態
 - (4) 個人情報の管理方法
 - (5) 利用開始年月日
 - (6) 利用終了年月日
- 2 事務局長は、外部提供をする旨を決定したときは、当該外部提供先に対し、必要に応じて次の各号に掲げる事項について確認を求め、又は指示をしなければならない。
- (1) 個人情報の漏えい防止及び事故防止に関する事
 - (2) 個人情報の利用目的以外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事
 - (3) 個人情報の複写及び複製に関する事
 - (4) 個人情報の利用の停止に関する事
 - (5) 個人情報の返還義務又は廃棄義務に関する事
 - (6) その他個人情報の保護に関し必要と認める事
 - (7) 前各号に違反した場合は、外部提供を中止するとともに当該個人情報を直ちに返還させる事。
- 3 条例第10条第3項に規定する記録は、外部提供記録票（様式第3号）に必要事項を記録するものとする。
- （開示の請求の手續）
- 第7条 条例第20条第1項の規定による開示の請求に係る請求書の提出は、個人情報開示請求書（様式第4号）により行うものとする。
- 2 条例第20条第1項第3号による実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 法定代理人が開示請求をしようとする場合における当該開示請求に係る個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに当該本人の氏名及び住所又は居所
 - (2) 本人に代わって本人の委任による代理人が開示請求をしようとする場合における当該本人の氏名及び住所又は居所
 - (3) 求める開示の実施方法
- 3 条例第20条第2項に規定する必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 官公庁の発行した免許証、許可証その他の証明書等であつて、本人の顔写真を貼付したもの
 - (2) 前号により難いときは、健康保険等の被保険者証、国民年金等の年金証書又は印鑑登録証明書及び印鑑等通常本人が所持するものを2以上
 - (3) 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の身分を明らかにする前2号に規定するもののほか、本人が未成年者又は成年被後見人であること又は法定代理人が本人の親権者又は後見人であることを明らかにするもの
 - (4) 本人に代わって本人の委任による代理人が請求するときは、当該代理人の身分を明らかにする第1号に規定するもののほか、本人の実印を押印した委任状及び当該実印の印鑑証明書その他代理人であることを明らかにするもの

(開示請求却下通知)

第8条 個人情報開示請求書に形式上の不備があるときその他正当な理由により開示請求を却下するときは、個人情報開示請求却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(開示決定等の通知)

第9条 条例第21条第2項に規定する開示決定等の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する場合 個人情報開示決定通知書(様式第6号)

(2) 個人情報の一部を開示する場合 個人情報一部開示決定通知書(様式第7号)

(3) 個人情報の全部を開示しない場合 個人情報不開示決定通知書(様式第8号)

2 条例第21条第5項の規定による開示決定等の期間を延長する通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第9号)によるものとする。

(開示の方法等)

第10条 条例第22条の規定による個人情報の閲覧、視聴、聴取又は写しの交付は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者は、当該個人情報記録されている書類等を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 広域連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、個人情報の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、若しくは禁止することができる。

4 個人情報の写しの交付部数は、特別の理由がある場合を除き、請求1件につき1部とする。

5 条例第22条第3項の規定による本人又は法定代理人であることを確認するために提示する書類は、第7条第3項に規定するもの及び前条第1項第1号又は第2号に規定する通知書とする。

(口頭による開示の請求)

第11条 広域連合長は、条例第23条第1項の規定に基づき、口頭により開示の請求ができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(訂正の請求)

第12条 条例第25条第1項に規定する訂正の請求に係る請求書の提出は、個人情報訂正請求書(様式第10号)により行うものとし、同項第4号に規定する記載事項については、第7条第2項第1号、第2号の規定を準用する。

2 条例第25条第3項において準用する条例第20条第2項に規定する書類については、第7条第3項の規定を準用する。

3 広域連合長は、必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、当該訂正請求に係る個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正請求却下通知)

第13条 個人情報訂正請求書に形式上の不備があるときその他正当な理由により訂正請求を却下するときは、個人情報訂正請求却下通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(訂正の可否に対する決定等の通知)

第14条 条例第26条第2項に規定する訂正をした旨の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する場合 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)

(2) 訂正請求に係る個人情報の一部を訂正する場合 個人情報一部訂正決定通知書(様式第13号)

2 条例第26条第3項に規定する訂正をしない旨の決定の通知は、個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)によるものとする。

3 条例第26条第4項の規定による訂正の可否の決定期間を延長する通知は、個人情報訂正可否決定期間延長通知書(様式第15号)によるものとする。

(利用停止請求の手続)

第14条の2 条例第26条の3第1項の規定による利用停止請求に係る請求書の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)により行うものとし、同項第4号に規定する記載事項については、第7条第2項第1号及び第2号の規定を準用する。

2 条例第26条の3第2項において準用する条例第20条第2項に規定する書類については、第7条第3項の規定を準用する。

3 広域連合長は、必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、当該利用停止請求に係る個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(利用停止請求却下通知)

第14条の3 個人情報利用停止請求書に形式上の不備があるときその他正当な理由により利用停止請求を却下するときは、個人情報利用停止請求却下通知書(様式第17号)により通知するものとする。

(利用停止決定等の通知)

第14条の4 条例第26条の5第2項の規定による利用停止をする旨の決定の通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第18号)によるものとする。

2 条例第26条の5第3項の規定による利用停止をしない旨の決定の通知は、個人情報利用不停止決定通知書(様式第19号)によるものとする。

3 条例第26条の5第4項の規定による利用停止決定等の期間を延長する通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第20号)によるものとする。

(写しの交付に要する費用)

第15条 条例第27条第1項に規定する個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、次のとおりとする。

(1) 個人情報の写しの作成に要する費用 別表に規定する額

(2) 個人情報の送付に要する費用 郵送料に相当する額

2 前項に定める費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(諮問をした旨の通知)

第16条 条例第29条第2項に規定する諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書(様式第

21号) によるものとする。

(適正処理の申出)

第17条 条例第30条第3項に規定する適正処理の申出は、個人情報適正処理申出書(様式第22号)により行うものとする。

(適正処理の申出に対する決定の通知)

第18条 条例第30条第5項に規定する申出者への通知は、個人情報適正処理決定通知書(様式第23号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第15条関係）

区分	単位	金額
乾式複写機による写し（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚	10円
フロッピーディスクに複写したもの	1枚	100円
フロッピーディスク以外の電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する金額	
録音テープに複写したもの	1巻 (120分)	450円
録画テープに複写したもの	1巻 (120分)	450円
外部に委託して作成したもの	当該写し等の作成に要した委託金額	

様式第 1 号

個人情報取扱事務登録簿

事務の 名 称				事務登録番号				
事務登録年月日		年 月 日		開始年月日		年 月 日		
事 務 の 目 的								
個人情報記録の 対 象 者								
個人 情報 取扱 の記 録の 内容	1	1) 戸籍的・基 本的事項	2) 経歴・成績・ 能力	3) 心 身	4) 財産・経済	5) その他個人 生活事項		
	一般	☐ 整理番号等	☐ 学業・学歴	☐ 体格・体力	☐ 所得・収入	☐ 家族状況		
	的	☐ 氏 名	☐ 職業・職歴	☐ 運動能力等	☐ 納税状況	☐ 居住状況		
	取	☐ 性 別	☐ 地 位	☐ 健康状態	☐ 資産状況	☐ 趣味・嗜好		
の記 録の 内容	取	☐ 住 所	☐ 資 格	☐ 傷病歴・検 診記録	☐ 取引状況	☐ 社会的活動		
	項	☐ 電話番号	☐ 成績・評価	☐ 障 害	☐ 公的扶助	☐ そ の 他		
	目	☐ 生年月日・年齢	☐ 賞 罰	☐ そ の 他	☐ 口座番号	☐ ()		
	の	☐ 本籍・国籍	☐ そ の 他	☐ ()	☐ そ の 他	☐ ()		
内	容	2 取扱制 限に関する事項	3 取扱制限 に関する事 項の取扱根 拠 ・理由		4 法令に基づくもの（義務） ☐ 審議会の意見を聴き、正当な 事務事業の執行のため必要と 認めたもの ☐ 法令に基づくもの（任意）			
記 録 形 態		☐ 文書類 ☐ フィルム ☐ 録音・録画テープ ☐ その他						
処 理 形 態		☐ 中央電算機による処理 ☐ パソコン、ワープロによる処理						
収 集 時 期		☐ 定期 ☐ 随時						
個人 情報 の収 集先	☐ 本人から収集							
	本人 以外 から	収集の根拠		☐ 本人同意 ☐ 法令（義務） ☐ 公知性 ☐ 緊急 ☐ 事務上必要 ☐ 法令（任意）				
		収集先	実施機関 内の他の 業務から					
			外部から 収集	☐ 国の機関 ☐ 公共的機関 ☐ 親族 ☐ 県の機関 ☐ 民間機関団体 ☐ 刊行物等 ☐ 他の市町村等 ☐ 一般市民等 ☐ その他				
備 考								

様式第 2 号

目的外利用記録票

年 月 日

1	事 務 名		事 務 登録番号	
2	目的外利用をした個人情報の項目			
3	目的外利用をした理由			
4	目的外利用ができる根拠	こうち人づくり広域連合個人情報保護条例 第 9 条第 2 項第 号を適用		
		その他法令等の根拠		
5	記録形態等	☐ 文書類 ☐ フィルム ☐ 録音・録画テープ ☐ その他（ ）		
6	利用開始年月日	年 月 日		
7	利用終了年月日	年 月 日（予定） ☐ 未 定		
8	備 考			

様式第 3 号

外 部 提 供 記 録 票

年 月 日

1 事 務 名		事 務 登録番号	
2 外部提供先			
3 外部提供をした個人 情報の内容又は 項目			
4 外部提供をした理 由			
5 目的外利用がで きる根拠	こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第10条第 2 項において準用する第 9 条第 2 項第 号を適用		
	その他法令等の根拠		
6 提供開始年月日	年 月 日		
7 提供終了年月日	年 月 日（予定） ☐ 未 定		
8 備 考			

年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

個人情報開示請求書

こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき、個人情報の開示を次のとおり請求します。

1 開示請求に係る保有個人情報 の内容 〔開示請求をしようとする保有個人情報 が特定できるよう具体的に記入してください。〕		
2 開示の方法		☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 聴取 ☐ 写しの交付 （希望する開示方法の□内にレ印をしてください）
3 法定代理人又は本人の委任による代理人による開示請求の場合の本人の氏名等	代理人の区分	(1) 法定代理人（ ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人） (2) ☐ 本人の委任による代理人 （該当する□内にレ印を記入してください）
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所及び電話番号	

※下の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他（ ）		
法定代理人、本人の委任による代理人であることの確認	親権者・後見人であることを明らかにする書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
該当事務名		登録番号	
該当文書名		文書番号	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報開示請求却下通知書

年 月 日付けの開示請求について、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

1 開示請求に係る 個人情報の内容 等	
2 却下の理由	
3 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長

印

個人情報開示決定通知書

平成 年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第21条第 1 項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

1 請求に係る個人情報 の内容等			
2 開示の日時及び 場所	日 時	平成 年 月 日 時 分	
	場 所		
3 開示の時に必要 なもの	(1) 本人又は法定代理人であることを明らかにする書類等 (2) この通知書		
4 備 考			

注 指定された開示の日時でご都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で広域連合事務局までご連絡ください。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第21条第 1 項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

1	請求に係る個人情報 情報の内容等				
2	一部開示とする 理由	こうち人づくり広域連合個人情報保護条例 第 条第 項に該当			
3	開示の日時及び 場所	日 時	平成 年 月 日		
			時 分		
	場 所				
4	開示の時に必要 なもの	(1)本人又は法定代理人であることを明らかにする書類等 (2)この通知書			
5	不開示部分の将 来開示できる見 込みの期日				
6	備 考				

注 1 指定された開示の日時でご都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で広域連合事務局までご連絡ください。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長

印

個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第21条第 1 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

1 請求に係る個人情報 の内容等	
2 開示をしない理由	こうち人づくり広域連合個人情報保護条例 第 条第 項に該当
3 将来開示できる見 込みの期日	
4 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報開示決定等期間延長通知書

平成 年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第21条第 5 項の規定に基づき、次のとおり延長しましたので通知します。

1 個人情報の内容等	
2 延長する理由	
3 決定することがで きる期日	平成 年 月 日
4 備 考	

年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

個 人 情 報 訂 正 請 求 書

こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 25 条第 1 項の規定に基づき、自己に関する個人情報の訂正を次のとおり請求します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容		
2 訂正を求める箇所		
3 訂正を求める内容		訂正前
		訂正後
4 法定代理人又は本人の委任による代理人による開示請求の場合の本人の氏名等	代理人の区分	(1)法定代理人（ ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人） (2) ☐ 本人の委任による代理人 (該当する ☐ 内にレ印を記入してください)
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所及び電話番号	

※下の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他（ ）		
法定代理人、本人の委任による代理人であることの確認	親権者・後見人であることを明らかにする書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
事実合致することを証明する書類等			
該当事務名		登録番号	
該当文書名		文書番号	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報訂正請求却下通知書

年 月 日付けの訂正請求につきましては、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容等	
2 却下の理由	
3 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報訂正決定通知書

平成 年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第26条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容等	
2 訂正した個人情報の内容及び理由	
3 備 考	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 26 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり一部訂正することと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報 の内容等	
2 訂正した個人情報の 内容及び理由	
3 一部訂正とした理由	
4 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 26 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報 の内容等	
2 訂正をしない理由	
3 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報訂正可否決定期間延長通知書

平成 年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正につきましては、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第26条第4項の規定に基づき、次のとおり訂正の可否決定の期間を延長しましたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容等	
2 延長する理由	
3 決定することができる期日	年 月 日
4 備 考	

年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

住 所
請求者 氏 名
電話番号

個人情報利用停止請求書

こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 開示された個人情報の内容		
2 利用停止請求の内容 (該当する□内にレ印を記入してください。)		☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 外部提供の停止
3 利用停止請求の理由		
4 法定代理人 又は本人の委任 による代理人に よる開示請求の 場合の本人の氏 名等	代理人の区分	(1) 法定代理人 (☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人) (2) ☐ 本人の委任による代理人 (該当する□内にレ印を記入してください)
	本人の氏名	
	本人の住所又は 居所及び電話番 号	

※下の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他 ()		
法定代理人の確認	親権者・後見人であることを明らかにする書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()		
該当事務名		登録番号	
該当文書名		文書番号	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報利用停止請求却下通知書

年 月 日付けの個人情報の利用停止請求について、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る 個人情報の内容	
2 利用停止請求の内容 及び理由	
3 却下の理由	
4 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 26 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 開示された個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止の理由	
4 利用停止（予定）日	年 月 日
5 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 26 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報 の内容	
2 利用停止をしない理由	
3 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、こうち人
づくり広域連合個人情報保護条例第 26 条の 5 第 4 項の規定に基づき、次のとおり
利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

1 利用停止請求に係る 個人情報の内容	
2 延長する理由	
3 決定することができる 期日	年 月 日
4 備 考	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

審 査 会 諮 問 通 知 書

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 29 条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

1 審査請求年月日	年 月 日
2 公開請求のあった個人情報の件名 又は内容等	
3 審査請求の内容	
4 諮問をした年月日	年 月 日
5 備 考	

年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

住 所
請求者 氏 名
電話番号

個人情報適正処理申出書

こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり
個人情報を適正処理するよう申し出ます。

1 個人情報の本人の住所、 氏名及び本人区分	住 所 氏 名	
	区 分	☐ 本人 ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人
2 不適正であると認める個 人情報の取扱い		
3 求める是正の 内容		
4 審議会の意見を聴かずに処理をすることについての同意	☐ する ☐ しない	

※下の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他 ()		
法定代理人の確認	親権者・後見人であることを明らかにする書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()		
該当事務名		登録番号	
該当文書名		文書番号	

第 年 月 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

個人情報適正処理決定通知書

年 月 日付けで申出のありました個人情報の適正処理につきましては、
こうち人づくり広域連合個人情報保護条例第 30 条第 5 項の規定に基づき、次のと
おり決定しましたので通知します。

1 申出の内容	
2 決定の内容及び理由	
3 備 考	